

第3次南部町総合振興計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 30 年度から令和 9 年度を計画期間とする「第 2 次南部町総合振興計画」に基づき、将来像の実現に向けた各種施策を推進し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化している。全国的な人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域経済を支える担い手不足、デジタル技術の急速な進展、頻発・激甚化する自然災害、脱炭素社会への移行、価値観やライフスタイルの多様化など、地域社会が直面する課題は一層複雑化している。

また、「第 2 期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和 9 年度をもって計画が終了することに伴い、総合振興計画と総合戦略を一体化し、地方創生関連交付金等の要件を満たす構造の計画とすることで、分野横断的な施策を効果的かつ効率的に推進していくことを踏まえ、町民、地域団体、事業者及び行政が将来のまちづくりの方向性を共有し、地域資源を最大限に活用しながら持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、本町の最上位計画として「第 3 次南部町総合振興計画」を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

総合振興計画は、本町が目指す将来像とまちづくりの基本方向を示す最上位計画であり、各分野別計画及び各種施策の指針となるものである。

また、「地方創生に関する総合戦略」や国・県の関連計画との整合を図るとともに、本町の地方創生の取組を包含する総合的な行政運営の指針として位置付ける。

3. 計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成する。

(1) 基本構想

本町の現状と将来展望を踏まえ、将来像、基本目標及びまちづくりの基本方向を示す。

計画期間は令和 10 年度を初年度とし、令和 19 年度を目標年度とする 10 年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に基づき、施策体系及び具体的な取組を定める。

基本計画は前期計画及び後期計画で構成し、それぞれ 5 年間とする。

- ・ 前期基本計画：令和 10 年度～令和 14 年度
- ・ 後期基本計画：令和 15 年度～令和 19 年度

(3) 実施計画

基本計画に掲げる施策を効果的に推進するため、事業内容や事業費等を明らかにした実施計画を策定する。

計画期間は 3 年間とし、毎年度見直しを行うローリング方式とする。

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
基本構想	基本構想（10 年間）									
基本計画	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				
実施計画	実施計画（3 年間）※毎年度見直し									

4. 計画策定に係る基本的な考え方

(1) わかりやすく共有できる計画

総合振興計画は、行政運営の指針であるとともに、町民、地域団体、事業者等との共通の行動指針となるものである。そのため、目標や成果指標を明確にし、誰もが理解しやすく、共有しやすい計画とする。

(2) 地域資源を活かした持続可能な計画

本町の豊かな自然環境、農業、歴史・文化、人材などの地域資源を最大限に活用しながら、持続可能な地域社会の実現と次世代へ希望をつなぐまちづくりを目指す計画とする。

(3) 町民参画と協働による計画

これからのまちづくりには、多様な主体の参画と連携が不可欠である。町民、地域団体、事業者、関係機関、行政などが課題や目標を共有し、それぞれの役割を明確にしながら協働により策定する計画とする。

(4) デジタル技術を活用した計画

デジタル化の進展を踏まえ、計画策定過程においてもオンライン手法やデジタルツールを活用し、幅広い世代の意見を反映するとともに、行政サービスの高度化・効率化を見据えた計画とする。

(5) 成果重視の実効性のある計画

成果指標（K P I）や進捗管理手法を明確にし、行政評価と連動した P D C A サイクルによる継続的な改善が可能な計画とする。

(6) 職員参加による実践的な計画

計画策定段階から多くの職員が参画し、組織横断的な視点による検討を行うことで、計画の実効性を高めるとともに、職員一人ひとりが主体的に活用できる計画とする。

5. 策定に当たって特に重視すべき視点

(1) 人口減少社会への対応

人口減少や少子高齢化を前提とした持続可能なまちづくりを進めるとともに、地域資源を生かした新たな魅力の創出や関係人口の拡大など、人口減少を力に変える取組を推進する。

(2) 子育て支援・若者定住対策

安心して子どもを産み育てられる環境の充実と、若者が働き、暮らし続けたいと思える魅力ある地域づくりを進め、定住・移住を促進する。

(3) 農業・地域産業の持続的発展

基幹産業である農業の競争力強化や担い手の確保・育成を図るとともに、地域資源を活用した産業振興により、地域経済の活性化を目指す。

(4) デジタル田園都市の推進（DX）

デジタル技術を活用して行政サービスや地域課題の解決を進めるとともに、誰もがデジタルの恩恵を受けられる地域社会の実現を目指す。

(5) 脱炭素・環境共生社会の実現

地球温暖化対策や再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐ持続可能な地域づくりを進める。

(6) 防災・減災・国土強靱化の推進

自然災害への備えを強化するとともに、防災・減災対策やインフラの強靱化を進め、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

(7) 地域コミュニティの維持・活性化

地域住民や多様な主体の連携・協働を促進し、地域コミュニティの活性化と支え合いによる持続可能な地域づくりを進める。

(8) SDGs を踏まえた持続可能なまちづくり

SDGs の理念を踏まえ、経済・社会・環境の調和を図りながら、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを推進する。

6. 策定体制

(1) 審議会

南部町総合振興計画審議会条例に基づき設置し、基本構想及び基本計画について調査・審議を行い、町長に答申する。

学識経験者、町議会、教育委員会、農業委員会、関係機関、公共的団体、産業団体、福祉団体等の代表者で構成する。

(2) 町民等の参加

幅広い町民の意見を反映するため、次の手法を活用する。

- ① まちづくり委員会の開催
- ② 町民意識調査（アンケート調査）
- ③ パブリックコメントの実施

(3) 庁内策定体制

①総合振興計画策定委員会（幹事会）

副町長、教育長及び課長級職員により構成し、計画全体の調整及び方針決定を行う。

②総合振興計画策定委員会（プロジェクト委員）

課長補佐級又は次席職員により構成し、分野別の現状分析、課題整理及び計画原案の作成を行う。

(4) 事務局

第3次南部町総合振興計画の策定に関する事務は企画財政課において行う。ただし、総合戦略（人口ビジョン及び地方創生施策の設計等）に関する事務については、交流推進課が事務局の一部として参画し、必要な実務を分担するものとする。

7. 策定スケジュール（案）

(1) 策定準備（令和8年度）

- ・策定方針の決定
- ・策定支援業者選定
- ・策定体制の構築
- ・基礎資料収集
- ・住民アンケート実施

(2) 現状分析・課題整理（令和8年度～令和9年度）

- ・第2次計画及び第2期総合戦略の検証
- ・人口ビジョン
（人口動向分析・将来推計人口・人口変化の影響・将来人口展望・地域経済分析）
- ・財政分析
- ・各種統計分析
- ・分野別課題整理

(3) 基本構想・基本計画原案作成（令和9年度）

- ・将来像検討
- ・重点プロジェクト検討
- ・基本目標及び施策体系整理
- ・原案作成

(4) 計画案策定・決定（令和9年度）

- ・審議会審議
- ・パブリックコメント
- ・最終調整
- ・議会説明
- ・計画決定・公表